

葛飾区子ども・若者総合計画（抜粋）

（案）

令和 7 年度～令和 11 年度



第3章

計画の基本的な方向性

国のこども大綱は、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こども施策に関する基本的な方針としています。

本区においても、こども大綱で示される「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえて、子ども・若者、子育て家庭への支援施策を推進していきます。

「こどもまんなか社会」

～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全ての子ども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

（こども大綱より抜粋）

こども施策に関する基本的な方針

- ① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

（こども大綱より抜粋）

葛飾区子どもの権利条例で明示する基本理念や葛飾区子ども・若者基本構想で掲げる理念に基づき、5年間の計画期間における基本目標を次のとおり定めます。

葛飾区子どもの権利条例

子どもの権利を大切に守っていくための基本となる事項を定めることにより、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、葛飾区全体で子どもの健やかな成長を支えていくための条例

基本理念

第3条 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければなりません。

- (1)子どもの命が守られ、安全及び安心な環境の下、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育及び生活の支援を受けること。
- (2)子ども自身が自分の意見を自由に表明することができ、子どもの年齢及び成長の程度に応じて、十分に尊重されること。
- (3)子どもに関することが決められ、行われるときにおいて、子どもの最善の利益が優先され、及び考慮されること。
- (4)子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

葛飾区子ども・若者基本構想

区の政策・施策などを、子ども・若者や子育て支援の視点から横断的に捉え直して、総合的なまちづくりを推進していくための指針

理念

- 子ども・若者一人一人の状況に応じた切れ目のない支援を行います。
- 子ども・若者が安全・安心・快適に暮らし続けられる環境を整えます。
- 子ども・若者が夢や希望に向かってチャレンジし、将来にわたって活躍できる環境を整えます。

葛飾区子ども・若者総合計画 基本目標

子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」

子ども・若者は、未来を担うかけがえのない存在であり、子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、区や事業者、地域団体等は、子ども・若者の成長や自立に寄り添い、支えていくことが大切です。

また、地域全体で寄り添うことや支えることも大切ですが、子ども・若者は、一人一人が自ら考え、自己肯定感や自己有用感を育みながら、数多ある選択を経て、自分らしく「成長・自立」していく存在でもあります。

葛飾区では、第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の基本理念や葛飾区子ども・若者計画の基本目標の意思を継承し、新たに、『**子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」**』を基本目標とし、子ども・若者が主体的に「成長・自立」が出来るよう、区や事業者、地域団体等が連携・協働しながら、全ての子ども・若者の「成長・自立」に寄り添い、時には支えていきます。

白紙ページ

基本目標の実現に向けた施策推進の基本的な方向性として、5つの基本方針を掲げます。

基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

妊娠・出産・子育てを希望する若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう、それぞれのニーズに応じた切れ目のない支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 子どもを持つことへの支援
- 施策② 親子の健康づくりの推進
- 施策③ 相談支援体制の充実
- 施策④ 子育て家庭への総合的な支援
- 施策⑤ 仕事と子育ての両立支援
- 施策⑥ 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実



基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

就学後の子どもや若者が、自身の持つ個性や能力を生かし、自己の可能性を最大限発揮できるように、子どもの健やかな成長を支える支援や若者に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 成長に応じた支援
- 施策② 確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成
- 施策③ 不安や悩みを抱える子どもへの支援
- 施策④ 若者の生活支援
- 施策⑤ 不安や悩みを抱える若者への支援



基本方針3 困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します

子ども・若者の将来が、生まれ育つ環境の困難によって閉ざされることがないように、様々な困難に応じた支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 障害等に関わる困難への支援
- 施策② 子ども・若者が育つ家庭への経済的支援
- 施策③ 貧困の解消に向けての支援
- 施策④ ひとり親家庭への支援



基本方針4 子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

子ども・若者が安心して過ごせる環境を整えるため、子ども・若者の権利や心身の安全を守るための取組を次の施策に位置付けます。

- 施策① 子どもの権利の保障
- 施策② 心身の安定・安心への支援
- 施策③ 子どもの安全の確保
- 施策④ 非行・犯罪防止への支援



基本方針5 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます

子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支えるため、関係団体における子ども・若者支援や安心して過ごせる居場所に関する支援を次の施策に位置付けます。

- 施策① 地域による子ども・若者への支援
- 施策② 子ども・若者の居場所づくりの推進



基本目標	基本方針	施策一覧
<p>子ども・若者の最善の利益の実現に向けて、全ての子ども・若者が健やかに成長・自立できるよう地域全体で寄り添い、支えるまち「かつしか」</p>	<p>基本方針1</p> <p>若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します</p>	<p>子どもを持つことへの支援</p> <p>親子の健康づくりの推進</p> <p>相談支援体制の充実</p> <p>子育て家庭への総合的な支援</p> <p>仕事と子育ての両立支援</p> <p>教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実</p>
	<p>基本方針2</p> <p>就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します</p>	<p>成長に応じた支援</p> <p>確かな学力や感性、体力の向上に向けた子どもの育成</p> <p>不安や悩みを抱える子どもへの支援</p> <p>若者の生活支援</p> <p>不安や悩みを抱える若者への支援</p>
	<p>基本方針3</p> <p>困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します</p>	<p>障害等に関わる困難への支援</p> <p>子ども・若者が育つ家庭への経済的支援</p> <p>貧困の解消に向けての支援</p> <p>ひとり親家庭への支援</p>
	<p>基本方針4</p> <p>子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます</p>	<p>子どもの権利の保障</p> <p>心身の安定・安心への支援</p> <p>子どもの安全の確保</p> <p>非行・犯罪防止への支援</p>
	<p>基本方針5</p> <p>子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます</p>	<p>地域による子ども・若者への支援</p> <p>子ども・若者の居場所づくりの推進</p>
<p>ライフステージごとの事項</p> <p>ライフステージを通じた事項</p>		

課 題

経済的支援への対応、プレコンセプションケア（妊娠前の健康づくり）の推進

心身の健康増進を図るための切れ目のない支援、医療費等の負担軽減を図るための対応

子育ての孤立感と負担感等への支援

子育て支援機能の強化、多様なニーズへの対応、子育てしやすい快適な環境の整備

年間を通じて利用しやすい保育環境の実現、放課後等を安全・安心に過ごすことのできる環境の整備

保育人材の確保と定着支援、教育・保育の質の向上、教育・保育環境の維持と向上

遊びや体験活動の機会の創出、早期からの職業意識の定着

学習の基盤となる資質・能力の育成、活躍する力を備える、文化芸術に触れる経験、運動やスポーツへの意欲を高める取組

一人一人が楽しく充実した学校生活への支援、不登校対策、いじめ防止対策

雇用の状況、ワーク・ライフ・バランス、出会いの機会の創出

相談体制の充実、社会的養護経験者（ケアリーパー）への支援

発達に課題のある子どもへの支援体制の構築、特別支援教育の充実、障害のある若者の自立に向けた支援

子育て家庭への経済的支援、学校生活に係る子育て家庭への経済的支援

子ども・若者の貧困に対する支援、経済的自立に対する支援

ひとり親家庭への支援

虐待の防止、子どもの声の反映、ヤングケアラーへの支援

子育て家庭の孤独や孤立、不安に寄り添う支援、自殺予防のためのサインの発見と適切な支援

安全対策の強化、安全な公園の整備、学校改築の推進

保護者への情報提供と支援の充実、社会参加の促進

子育てネットワークの構築、地域活動団体との情報共有及び連携強化、企業向けのワーク・ライフ・バランスの推進、地域の力による基盤強化

学校施設などを活用した居場所の整備、官民が連携・協働した居場所づくり、地域の様々な居場所

基本方針・施策・事業のページの見方

1

基本方針5 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整えます

2

施策

子ども・若者の居場所づくりの推進



②

子ども・若者が家庭や学校以外の居場所でも安心して過ごし、自己肯定感や自己有用感を育めるように、子ども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりを官民が連携・協働し、推進していきます。

3

課題

【学校施設などを活用した居場所の整備】

わくわくチャレンジ広場や学童保育クラブを含め児童が放課後等を安全・安心に過ごせるように、学校施設などを有効活用し環境を整備する必要があります。

【官民が連携・協働した居場所づくり】

「子ども・若者調査」では、5%程度の子どもの居心地のよさを感じる場所がないと回答しています。子ども・若者の居場所は、子ども・若者の成長や発達に伴い、求める居場所は異なり、心理的な要因や人間関係等により変化しやすいものです。そのため、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、誰一人取り残されることなく、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができる環境を整備する必要があります。

また、居場所づくりにおいては、居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して居場所づくりに取り組む必要があります。

【地域の様々な居場所】

家庭や学校以外にも、子どものニーズに応じたパブリックスペースを整備するとともに、子どもの不安や課題に寄り添った支援を提供する必要があります。

4

取組の方向性

□子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、学校敷地内の学童保育クラブの整備やわくわくチャレンジ広場の対象学年や実施日時の拡大のほか、地域に身近な公園などの整備を行います。

□家庭や学校以外の居場所として、子どもが遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士が一緒に過ごせる環境として、子ども未来プラザを整備・運営していきます。また、居場所の提供とともに、子どもが抱える不安や課題を早期に発見し、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなど、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を担っていきます。

1

基本方針の名称を示しています。

2

基本方針を実現するための施策の名称とその概要、主なSDGsのゴールを示しています。

3

施策に関する現状や調査等を踏まえた課題を示しています。

4

現状や課題を踏まえた施策の取組の方向性を示しています。

5 | 事業一覧 **6**

No	事業名	新規	中期	ページ
1	かつしか子ども応援事業		○	200
2	児童育成支援拠点事業	○		200
3	地域の身近な公園の整備		○	200
4	特色のある公園の整備		○	201
5	校庭遊び場開放事業			201
6	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）		○	202
7	学校施設等を活用した放課後子ども支援事業		○	202
8	青少年対象事業			203
9	図書館のヤングアダルトコーナーの充実			203

7

8 **2** 児童育成支援拠点事業 **新規** 子ども・子育て計画担当課 **9**

10

【事業概要】
 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供するとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個別の支援を行います。

【取組の方向性】
 ニーズ等を踏まえ、事業の実施について、検討を行います。

11 | 再掲事業一覧

事業名	ページ
子ども未来プラザの整備	94
学童保育クラブの開所時間の延長	100
学童保育クラブ	104
若者の社会参加支援事業	142
子ども・若者活動団体支援	192

- 5** 施策に位置付けられている事業を一覧で示しています。
- 6** 「新規」は、令和7年度より新たに実施する予定の事業と、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和7年度より実施する予定の事業（太枠表示）を示しています。
 「中期」は、本総合計画の上位計画となる区の中期実施計画（令和6年度から令和9年度までの事業計画）に位置付けられた事業を示しています。
- 7** 事業が掲載されているページ数を示しています。
- 8** 事業名を記載しています。新規事業は「新規（太枠表示は新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業）」、中期実施計画に位置付けられた計画事業は「中期」と記載しています。
- 9** 事業に関係する課（令和7年度組織名称）を記載しています。
- 10** 事業毎の事業概要と取組の方向性を示しています。
- 11** 再掲事業がある場合は、事業名とページのみ記載しています。

白紙ページ



施策の展開

基本方針4 子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

施策

子どもの権利の保障



①

子どもが健やかに成長し自己を実現するため、心身の状況や置かれている環境に左右されず、将来にわたり子どもの権利が保障されるよう支援します。

課題

【虐待の防止】

児童相談所が令和5年度に新たに相談を受け付けた件数の約6割が被虐待相談となっており、虐待の早期発見・対応は、重要な課題です。そのため、育児相談の所管部署や警察との連携を強化し、虐待の兆候を見逃さず、早期に適切な対応を行う必要があります。

また、早期発見・早期対応の体制を強化するためには、関係機関や専門家との連携を円滑に行うことも重要です。

子どもの権利を擁護するため、虐待を未然に防ぐことや、早期の権利回復をどのように実施するかが課題です。

【子どもの声の反映】

令和6年度の葛飾区子ども世論調査では、子どもの意見が大人と同様に大切にされているか問いに対し、子どもからの肯定的回答が約6割となっているため、子どもの意見表明と社会参加の機会の確保について区全体で取り組む必要があります。

子どもが自分の権利や意見を主体的に表明できる環境の整備や子ども向け情報発信を充実させる取組を通じて、子どもの声を政策決定に反映させることが課題となります。

【ヤングケアラーへの支援】

令和4年度に実施したヤングケアラー状況調査では、約1割の子どもが「家族のケアをしている」と回答していますが、家庭内の問題であるため、周囲の大人から支援の対象として認識されづらい構造にあります。その責任や負担の重さから学業等に影響を及ぼすことのないよう適切な支援を行う必要があります。

取組の方向性

□虐待を未然に防ぐためにも、子ども自身や保護者、教育関係者などが子どもの権利についての理解を深める必要があります。

□社会的養護を必要とする子どもたちに、安定した生活環境を提供することは重要です。選択肢の一つとして里親家庭を広く知ってもらうよう取り組んでいきます。

- 子どもが主体的に意見表明ができるよう、子ども向け情報発信の充実につながる取組を行います。
- 関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で、子ども本人や家族から話をよく聞き、寄り添いながら子どもやその家庭に対して適切な支援を行います。

事業一覧

No	事業名	新規	中期	ページ
1	子どもの権利擁護事業			171
2	子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組			171
3	児童福祉審議会の設置			172
4	ヤングケアラー等支援事業		○	172
5	里親委託等推進事業		○	173

各事業の概要と方向性

1	子どもの権利擁護事業	子ども・子育て計画担当課
	<p>【事業概要】</p> <p>令和5年10月1日に施行した「葛飾区子どもの権利条例」の趣旨を踏まえ、子どもの権利に関する相談や子どもの権利侵害に対応することにより、子どもの権利擁護を図ります。</p> <p>また、葛飾区子どもの権利条例の周知や子どもの権利に関する普及啓発事業を実施します。</p> <p>【取組の方向性】</p> <p>職員や区民への研修を行うほか、普及啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、子どもの権利委員会を運営し、子どもの権利の保障状況や子どもの権利に関わる施策等について検証していきます。</p>	
2	子ども・若者の意見の施策反映に向けた取組	子ども・子育て計画担当課
	<p>【事業概要】</p> <p>子ども・若者の意見を区の施策に生かしていくため、区全体で、状況に応じた様々な手法を活用して意見聴取を行い、施策への反映の有無について判断するとともに、子ども・若者の意見に対してフィードバックを行います。</p> <p>【取組の方向性】</p> <p>子ども・若者の参画の機会の確保や意見聴取の手法などを、庁内で工夫して取り組んでいくことにより、子ども・若者のニーズを的確に捉え、施策をより実効性のあるものにしていきます。</p>	

3	児童福祉審議会の設置	子ども・子育て計画担当課
	<p>【事業概要】</p> <p>児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関として児童福祉審議会を運営し、児童、妊産婦及び知的障害者、ひとり親家庭の福祉、母子保健に関する事項の調査・審議等を行います。</p> <p>また、区長の諮問に答え、関係行政機関に意見を具申します。</p> <p>【取組の方向性】</p> <p>審議会を適宜開催し、諮問への意見具申や調査・審議を進めることにより、子どもの権利擁護を図ります。</p>	

4	ヤングケアラー等支援事業	中期	子ども・子育て計画担当課 くらしのまるごと相談課 子ども家庭支援課 総合教育センター教育支援課
	<p>【事業概要】</p> <p>関係各課が連携し、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に取り組むとともに、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため、普及啓発ポスターを学校や関係機関等に配付するなど、周知啓発を行います。</p> <p>また、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体への運営費の助成を行います。</p> <p>【取組の方向性】</p> <p>庁内で連携して支援に取り組むとともに、職員や区民、地域活動団体等向けにヤングケアラーの研修会や講演会を開催するほか、子どもに対してもヤングケアラーについて周知啓発を行っていきます。</p>		

5	里親委託等推進事業	中期	児童相談課
<p>【事業概要】</p> <p>社会的養護を必要とする子どもたちに、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図ります。子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保します。</p> <p>【取組の方向性】</p> <p>区内各種イベントでの普及啓発活動や里親制度に関する説明会を定期的を実施し、里親制度についての理解を深めていただくための普及啓発及び里親のリクルート活動を行います。</p> <p>子どもの最善の利益確保のため、里親家庭の状況に応じた適切な支援を実施します。</p> <p>里親支援センターについては、令和8年度の設置に向けて検討を行います。</p>			

再掲事業一覧

事業名	ページ
くらしのまるごと相談事業	140
養育費受け取り支援事業	168

各事業の概要と方向性

(再掲)	1	くらしのまるごと相談事業	中期	くらしのまるごと相談課
		【事業概要】 <p>高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていただけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまるごと受け止める「くらしのまるごと相談窓口」の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。</p> <p>さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討を実施します。</p> 【取組の方向性】 <p>くらしのまるごと相談窓口や、アウトリーチ、伴走支援、支援関係機関による連携支援、地域参加支援等の支援事例を積み重ね、全庁の部署や地域の支援関係機関が連携して、全ての人の健康・福祉・貧困の防止等に取り組んでいきます。</p>		
	2	生活困窮者自立支援事業	中期	くらしのまるごと相談課
		【事業概要】 <p>就労の状況、心身の状況等により、経済的に困窮している若者等の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで、自立の促進を図ります。</p> 【取組の方向性】 <p>引き続き経済的に困窮している若者等に対し、自立相談支援窓口にて自立相談や就労準備・家計改善に向けた支援を行うほか、住居確保給付金の支給といった様々な支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまるごと相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。</p>		

8	母子及び父子福祉資金貸付	子育て応援課
	<p>【事業概要】</p> <p>ひとり親家庭の方が経済的に自立し、安定した生活を送れるよう貸付けを行います。</p> <p>【取組の方向性】</p> <p>子どもの進学に必要な資金や転宅に係る資金等、必要な資金を貸付け、ひとり親家庭の自立と生活の安定を支援します。</p> <p>貸付けに当たっては、目的や将来の自立について、丁寧な聞き取りと償還を見据えた助言を行い、ひとり親家庭の子及びその保護者が恒常的な自立が実現できるよう支援します。</p>	

(再掲)

9	養育費受け取り支援事業	子育て応援課
	<p>【事業概要】</p> <p>子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送ることができるように、公正証書の作成に係る費用、養育費立替保証に係る契約に必要な初回の保証料、裁判外紛争解決手続（ADR）及び養育費に関する弁護士相談に要した費用の一部を助成します。</p> <p>【取組の方向性】</p> <p>養育費を確実に受け取れる手続きや制度について、区民ニーズを把握しながら、助成対象の拡充の検討を実施し、多くの対象者が養育費確保につながるよう支援します。</p>	

10	家賃債務保証料の助成	住環境整備課
	<p>【事業概要】</p> <p>ひとり親家庭等が、区内の民間賃貸住宅に転居する際に、連帯保証人を立てる代わりに区が認める財団等が行う「家賃債務保証制度」を利用する場合、初回保証料の一部を助成することで、円滑な住み替えを支援します。</p> <p>【取組の方向性】</p> <p>ひとり親家庭等の住み替えに関する不安や経済的負担を軽減するため、制度の周知を行い、利用の促進を図ります。</p>	